

平成28年度事業報告の概要

1 日本パン工業会における主な活動事項

(1) 輸入小麦の政府売渡制度への対応

当会は、全国小麦粉実需者団体協議会（小麦二次加工の13全国団体で構成、会長は当会の飯島会長）として、平成28年12月に農林水産省食料産業局及び政策統括官付幹部と懇談し、TPP協定の漂流によりマークアップの削減が遠のくことのないよう、また、日本とEUのEPA交渉については製品関税と小麦等原料の国境措置とのバランスの維持に配慮すること等を要望した。

政府輸入小麦売渡価格は、平成28年4月には7.1%（パン用7.1%）の引下げが行われ、10月にも7.9%（パン用6.5%）の引下げが行われた。しかし、平成29年4月からは4.6%（パン用9.2%）の引き上げが行われる。

(2) 食品表示制度への対応

総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日閣議決定）で原料原産地表示については、実行可能性を確保しつつ拡大の方向で検討し、平成28年秋までに結論を出すという方針が示された。このため、科学技術委員会において内容等の検討を行い、当会会長と全日本パン協同組合連合会（全パン連）会長の連名で平成28年1月に要望書を提出した。

当会は科学技術委員会において、韓国で買い付けたパンの表示を参考に、加工食品の原料原産地表示制度の検討を行うとともに、（一社）日本パン技術研究所（パン技研）に依頼して取りまとめた見解をもとに、「パン類における小麦粉の原料原産地表示の課題について」を取りまとめた。

平成28年11月に開催された第10回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会において、①国別表示を原則とすること、②国別表示を原則としたときに事業者が実行可能な例外の表示（可能性表示、大括り表示、大括り+可能性表示、中間加工原材料の製造地表示）を認めること、③消費者の誤認防止の方法を明確にすることを内容とした中間取りまとめが行われ、公表された。平成29年3月に開催された消費者委員会食品表示部会において、食品表示基準の改正案が示され、パブリックコメントが実施中である。

(3) 消費税への対応

① 消費税の軽減税率制度への対応

平成28年4月に開催した消費税転嫁カルテル運営委員会で、財務省主税局税制第二課から消費税の軽減税率制度の導入及び適格請求書等保存方式の導入について説明を受けた。

② 消費税転嫁カルテルの運営

消費税転嫁対策特別措置法に基づき、日本パン公正取引協議会として平成26年1月に公正取引委員会に消費税転嫁及び表示カルテルの実施届出を行った。以降、消費税転嫁を巡る情報交換等を行うため、消費税転嫁カルテル運営委員会を日本パン公正取引協議会と共同して開催し、課題の解決に取り組んでいるが、消費税の転嫁に伴う問題は生じていない。

(4) 食品安全・生活衛生への対応

① HACCP制度の義務化への対応

平成28年8月に開催された食品衛生管理の国際標準化に関する検討会において、各業界の食品衛生管理体制についてヒアリングが行われ、製パン業界からパン技研が参加した。11月には中間取りまとめが公表され、パブリックコメントの募集が行われたことから、①製パン業界では、食品衛生管理としては、AIBフードセーフティ指導・監査システム等を導入していること、②パン以外に様々な製品を製造していること、③大手企業であっても小規模なベーカリー店舗での製造・販売等行っており、実態に則した基準づくりを進めるよう意見を提出した。12月に最終とりまとめが公表され、厚生労働省は、HACCP制度の義務化に向けて、個別の食品ごと、あるいは業態ごとに、事業者の実情を踏まえた使いやすい手引書を業界団体に作るよう要請を行った。このため当会は、科学技術委員会の下に小委員会を設けて手引書の作成に取り組むことにしている。

(5) 環境対策に関する対応

① 容器包装リサイクルに関する対応

容器包装リサイクル制度の見直しに向けて、現実的で実効性のある制度の実現を目指して、(一財)食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会(プラ協)と連携して意見の反映に努めた。

平成28年5月に、産業構造審議会容器包装リサイクルWG・中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合で取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価検討に関する報告書(案)」に対するパブリックコメントが求められたことから、当会として意見を提出した。同報告書案は原案通り決定され、この答申に基づき、11月に環境省と経済産業省の検討会で取りまとめられた「プラスチック製容器包装の再商品化入札制度等の見直しの方向性」により、平成29年度から新しい入札制度が取り入れられることとなった。プラ協は、入札制度の変更により、材料リサイクルの優良業者といわれる企業が優先的に落札する量が拡大し、入札価格が上昇する懸念があったことから、環境省及び経済産業省に入札制度の変更に対する意見書を提出した。入札の結果、落札価格が約1割上昇したことから、今後、プラ協を含めて対応策を検討する必要がある。

② 容器包装の3R推進に係る第3次自主行動計画の策定

科学技術委員会環境対策小委員会を開催して、平成28年度から5年間の行動計画を取りまとめ、6月の定例会議で決定した。第3次自主行動計画は、プラ協が示したプラスチック容器包装の削減目標である15%を採用したが、その後、プラ協が目標値を1%上方修正したことから、11月の定例会議で「目標については生産高（10億円当たり）対比で基準年となる2004年度に対し2020年度までに16%の削減を最低基準とし、更なる削減を図ること」と修正した。

③ 低炭素社会実行計画の策定

平成27年にパリで開催されたCOP21において、新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効した。わが国は、同年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、「温室効果ガスを2030年度に向けて2013年度比26%削減する」との目標を掲げた。農林水産省及び環境省から、2030年度を目標とする低炭素社会実行計画を策定するよう要請されたことから、科学技術委員会環境対策小委員会を開催して、「2013年を基準年として生産高（10億円当たり）当たりのCO₂排出量原単位を、2017年から目標年次である2030年の間に、年率1%削減する」との目標値案を取りまとめ、平成29年3月の定例会議で決定した。

④ 自主行動計画のフォローアップ

地球温暖化防止のための炭酸ガス排出抑制対策、廃棄物の減量化及び食品リサイクル対策に係る環境自主行動計画及び容器包装リサイクル法による容器包装の3R推進に係る自主行動計画のフォローアップ作業を実施した。

平成27年度は、エネルギー消費量総量が微増、原単位も微増したが、CO₂排出量及び原単位は前年度より減少した。しかしながら、電力のCO₂排出係数が大幅に上昇していることから、基準年（平成21年度）に比べて原単位で13.7%増となった。物流に係るCO₂の排出量は、前年度より総量及び原単位ともに減少し、基準年比の削減目標を3ポイント上回る91%となった。廃棄物対策としては、食品廃棄物の再資源化率は前年度から1ポイント減、非食品廃棄物も1ポイント減、総廃棄物の再資源化率は1ポイント減の89%となり、目標値を上回る実績を達成した。

また、平成27年度のプラスチック容器包装の生産高原単位排出量は前年度より減少し、基準年比22%減と目標値（13%削減）を高い水準で上回る削減率となった。

（6）物流改善に関する対応

物流改善等委員会と幹事会を原則として交互に隔月で開催し、共同配送管理会社の収支状況の報告と併せて、チェーン共配の展開によって生じた空洞化への対応、物流におけるCO₂排出削減対策、大災害等緊急時の危機管理対応体制、食品ロス削減等の課題解決に努めた。

平成27年12月に（一社）日本スーパーマーケット協会から「パンなどの納品時に使用さ

れるクレートの統一に関する検討のお願い」の要請を受けたことから、クレートの標準化に関する検討小委員会を設けて「製パン業界におけるクレートの統一に関する報告書」案を取りまとめ、9月の定例会議に諮ったうえで、当協会に回答した。

また、実務者会議を毎月開催し、環境問題、ドライバー不足問題、安全教育や居眠り運転防止対策等に関する情報交換を行うと共に、具体的な課題解決を検討し、幹事会に提案した。

(7) 緊急食料支援に関する対応

平成28年4月14日午後9時26分及び15日午前1時25分(本震)に発生した熊本地震においては、農林水産省をはじめとする関係省庁や各自治体と連携しながら、支援活動に総力を挙げて取り組んだ。

農林水産省の要請(プッシュ型)による緊急食料は、4月17日～22日の6日間で、パン54万個、おにぎり40万個を会員企業10社により供給した。その他、各社個別に自治体等から緊急食料供給の要請があり、5月末時点での自治体等要請分としてパン・おにぎりを約179万個供給した。なお、自治体は流通各社を通しても緊急食料の要請を行っており、量販店、コンビニエンスストア等から各会員企業に要請があった。また、自社工場が被災した企業(4社6工場)は、震災直後に出荷できなくなった製品を近隣被災地へ緊急食料として提供した。

今回の熊本地震における当会の緊急食料供給への対応状況を検証し、当会として今後の災害発生に備えた課題整理を行うため、科学技術委員会に緊急食料支援体制検討小委員会を設けて報告書を取りまとめ、7月の定例会議で了承を得た。飯島会長は、8月に農林水産省の食料産業局長等と懇談を行った。

当会は、同月、飯島会長と食料産業局長との間で「災害時における応援に関する協定書」を締結した。この協定書により、緊急通行車両の事前届出を行い、災害発生時に迅速に確認標章及び確認証明書の交付を受けることができるようになった。

(8) 労働安全対策に関する対応

労務研究会において、労働災害発生状況と防止対策の取組状況を確認し、情報交換と情報共有により、各社が労働災害発生防止対策を強化・更新することに努めた。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部長からの安全衛生対策の推進についての取組依頼について、会員に周知し改善に努めた。

2 パン食の普及啓発活動

パン食普及協議会を通じ、平成28年度のPR事業としては、㊦全パン連傘下の各都道府県組合が実施する料理教室等の活動の助成、㊧パンに関するホームページ「おいしいパン.net」及び「パンのはなし」の運営、㊨2016全日本パンフェスティバルin函館[第7回ご当地パン祭り](北海道パン・米飯協同組合、全パン連、パン食普及協議会他共催、11月26日～27日、

函館アリーナ) の開催、㊦第3回ベーカリー・ジャパンカップ (全パン連及びパン食普及協議会共催、平成29年2月22日～24日、インテック大阪2017モバックショウ会場) の開催、㊧京都新聞社主催の京都パンフェスティバルin上賀茂神社の協賛を行った。

3 関連団体との連携による業務の推進等

- (1) パン産業振興議員連盟の第3回会議が平成28年11月に開催された。パン産業振興議員連盟に所属する衆・参議院議員115名のうち議員本人21名、代理38名の出席があった。
- (2) 日本パン公正取引協議会の活動に対し、毎月、同協議会専門部会に合わせて当会科学技術委員会を開催したほか、平成28年4月に東京及び11月に名古屋市で開催された包装食パンの表示検査会に協力した。更に、消費税の転嫁及び表示カルテルの円滑な運営に一体となって取り組んだ。
- (3) 全国小麦粉実需者団体協議会において、小麦二次加工製品の需要拡大、原材料価格の安定、政府小麦売渡制度の円滑な運用等についての関係行政機関への要請、関係団体との連絡協調等に努めた。
- (4) (一財)食品産業センターを通じ、食品業界に関連する諸問題についての意見交換、情報交換、関係行政機関に対する要請等の対応措置を講じた。
- (5) (一社)日本パン技術研究所に、当会科学技術委員会及び日本パン公正取引協議会専門部会のメンバーとして参画いただくとともに、同研究所の事業の運営に協力した。
- (6) 全国パン厚生年金基金及びパン企業年金基金の運営の健全化に努めた。なお、当基金は平成28年10月1日付けで厚生労働大臣の解散認可を得た。また、同日に後継となるパン企業年金基金が発足した。
- (7) (公財)日本容器包装リサイクル協会及びプラスチック容器包装リサイクル協議会に参画し、容器包装リサイクル制度の見直しに向けた検討、制度の普及啓発活動に関する情報提供等を行った。